

議案第72号

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり提出する。

令和5年11月30日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例(平成16年志摩
市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「プール、」を削る。

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

第5条を削る。

第6条ただし書を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 土曜日及び日曜日

第6条に次の1号を加え、同条を第5条とする。

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

第7条第1項中「開館時間」の次に「及び利用時間」を加え、「次のとお

り」を「午前9時30分から午後9時30分まで」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、芝生広場の利用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

第7条第1項第1号及び同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第8条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2号中「第9条第2項各号」を「第8条第2項各号」に改め、同条第3号中「第9条第3項」を「第8条第3項」に改め、同条を第11条とする。

第13条を削る。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第17条とする。

第14条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日及び閉館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第13条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第12条第1項の規定にかかわらず、センターの利用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、第12条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

施設	区分		金額
多目的ルーム	専用利用	市内	1,000円
		市外	2,000円
トレーニングルーム	個人利用	市内	200円
		市外	400円
温水シャワー		1回	100円

備考

- 1 トレーニングルームの利用は、高校生以上とする。
- 2 専用利用とは、施設を貸切使用することをいう。
- 3 冷暖房を使用する場合は、1時間当たり500円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。